外国人材等活躍支援事業補助金

交付事務マニュアル

令和6年6月 福井県健康福祉部障がい福祉課

目 次

			(ページ)
1	交	付事務マニュアルの目的 ・・・・・・・・・・・・・・・2	
2	補」	助事業の内容	
	(1)	補助対象者 · · · · · · · 2	
	(2)	補助対象事業 · · · · · · · 2	
	(3)	補助金の額等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	
	(4)	補助対象経費の取扱い ・・・・・・・・・・・・・・・3	
3	補」	助事業実施にあたっての注意事項3	
4	交	付事務の流れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5	
5	交	付申請書6	
6	交	付決定 ······ 6	
7	状法	況報告 · · · · · · · · · · · · · · · · · · 7	
8	実	績報告書 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
9	額(の確定等8	
1	0 4	検査	
	(1)	検査の種類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8	
	(2)	検査方法9	
	(3)	検査時に補助事業者が準備(提出)する書類等・・・・・・9	
11	補」	助金の交付9	
12	こ そ(の他9	

1 交付事務マニュアルの目的

本マニュアルは、外国人材等活躍支援事業補助金の交付事務にあたり、補助事業の適正な実施と補助金の適正な執行を確保するため、必要と考えられる事項を取りまとめたものである。

本マニュアルを通して、補助事業の内容、補助事業を実施するうえでの注意事項、交付 事務のフローなどについての理解を深め、本補助金が効果的かつ適正に活用されることを 目的とする。

2 補助事業の内容

(1) 補助対象者

補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する福井県内の事業所とする。

- ア 次の各号のいずれかに該当する事業所であること
 - ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条に規定する障害福祉サービスを提供する事業所
 - ・児童福祉法第六条の二の二に規定する障害児通所支援を行う事業所
 - その他、知事が同等のサービスを提供すると認める事業所
- イ 今後も外国人材や移住者の採用に取り組む計画を有すること
- ウ 県税および国税に滞納がないこと
- エ 福井県物品購入等の契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止期間中に該当しないこと。
- オ 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会 社再生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てまたは 破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われて いないこと。

(2) 補助対象事業

対象となる経費は、交付決定の日が属する年度に採用した外国人および移住者または、 当該年度中に採用を予定する外国人および移住者の住居確保の取組にかかる費用で、次 の各号のいずれかに該当するものとする。

- ア 住居の借上等、住居を確保するために事業所が直接実施する取組
- イ 家賃補助等、住居を確保するために事業所が従業員を支援する取組

(3)補助金の額等

ア 補助率および補助上限額

補助金の交付額は、事業に要する経費の1/2以内とする。

補助上限額は150千円/事業所とする。ただし、法人ごとの補助上限額は450 千円/法人とする。

ウ 金額の算定

- ・各費目の合計額に補助率を乗じた際に小数点以下の端数が生じる場合は、切り捨て るものとする。
- ・交付申請額について千円未満は切り捨てるものとする。

イその他

国および地方自治体ならびにこれらに準ずる団体等から補助対象経費を同じくする 他補助金の交付が行われている、または交付が見込まれる場合は、その経費を補助対 象経費から除くものとする。

(4)補助対象経費の取扱い

I 共通の取扱い

補助対象経費となる基準を満たしていても、証拠書類がない等の理由により補助対 象経費として認められない場合があるので十分注意すること。

Ⅱ 主な経費区分別の取扱い

- ① 使用料、賃借料
 - ・使途が明確なものに限り補助対象となる。
 - ・補助対象外の事業と重複する場合や補助対象期間を越える場合は、補助対象経費を 日数、時間等で按分すること。

② 福利厚生費

- ・使途が明確なものに限り補助対象となる。
- ・補助対象外の事業と重複する場合や補助対象期間を越える場合は、補助対象経費を 日数、時間等で按分すること。

3 補助事業実施にあたっての注意事項

補助事業者は「補助金等交付規則」および「補助金要綱」等に基づき、また、下記の事項について注意し補助事業を実施すること。これらに沿って事業の実施、処理、手続き等がなされていない場合は、補助金の支払いができないばかりか、交付決定の取消、交付済である補助金の返還命令もあるので十分注意すること。

なお、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「国の補助要綱」等にも 基づき、事業を実施すること。

(1)補助事業の実施期間について

補助事業の実施期間は、令和6年10日から令和7年3月31日までとする。

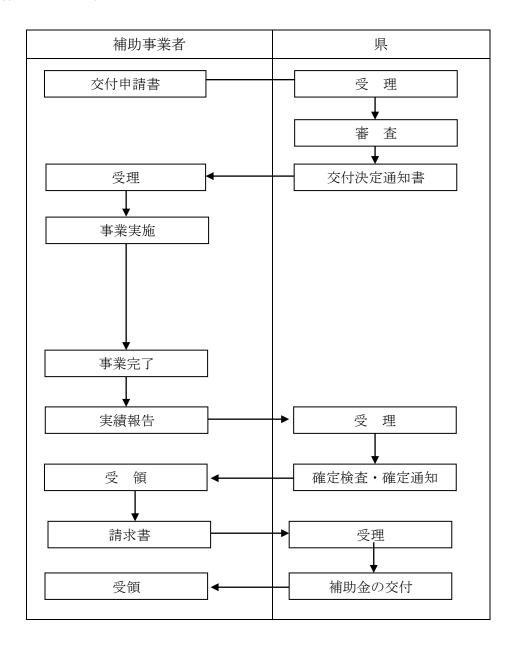
- (2) 補助事業の経理および証拠書類等の整理・保管について
 - ・補助金は、指定された使途以外には使用しないこと。
 - ・証拠書類は補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保管すること。

(3) その他

- ・「交付要綱」等による補助金の使途の制限および証拠書類の整理・保管、財産処分の制限等の様々な制約があるので、不明な事項がある場合は、必ず事前に県の担当者に相談すること。
- ・補助事業は、補助事業者に対して行う一方的な契約であることから、適正かつ有効 な事業の実施を要求する場合があり、また、各種の報告義務がある。

4 交付事務の流れ

事務のフローチャート



5 交付申請書

- (1)申請書の作成について申請書は1部を提出すること。
- (2) 申請書の構成について 以下の資料を順番に編さんすること。
- ① 補助金交付申請書(様式第1号)
- ② 申請事業所の概要が分かる書類
- ③ 交付申請別添様式(別紙1)
- ④ 県税の納税状況の確認に関する同意書(様式第2号)
- ⑤ 地方消費税の納税証明書
- ⑥ 対象とする外国人材の在留資格を確認できる書類
- ⑦ 対象とする移住者の履歴書の写し
- ⑧ その他必要に応じて補足する説明資料
 - ※⑥および⑦については必要なものを編さんすること

6 交付決定

- (1) 県は、補助金等の交付の申請があったとき、当該申請に係る書類により当該申請の内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、補助金等の交付の決定(契約の承諾を含む。以下同じ)をする。
- (2) 県は、補助金等の交付の申請を審査した結果、その内容が単に技術的な不備等であるときは、その内容に修正を加え、または、条件を付して決定する。〔補助金規則5 ②、補助金通達2④〕
- (3) 県は、交付の決定を行うに際しての調査の方法は、書面審査と現地調査の2つの方法があるが調査にあたっては、次の事項に留意して行う。
 - ① 補助金の交付が法令および予算で定めているところに違反しないか。
 - ・申請に係る補助事業等がその採択基準に照らし、補助金等の交付対象として適格 かどうか。
 - ② 目的および内容が適正であるか。
 - ・補助制度の目的に合致しているか。
 - ・補助事業の計画が適正であるか。
 - ・補助事業が最小の経費で最大の効果をあげるような手段がとられているか。
 - ・補助対象期間は適正であるか。
 - ③ 金額の算定に誤りがないか。
 - ・補助対象経費は適正であるか。

- ・補助率は適正であるか。
- ・補助額の積算に誤りはないか。
- ④ 補助事業の遂行能力があるか。
 - ・補助事業における自己負担分の確保がなされているか。
- ⑤ 申請書の受理後交付すべきかどうかの判断に要する期間が補助事業の適期を失す ることがないか。

(4) 事情変更による決定の取消等

補助金等の交付の決定を受けた場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、変更交付申請書の提出が必要である。

県は、変更交付の申請があったとき、当該申請に係る書類により当該申請の内容を 審査し、補助金等の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、またはその決定の内 容もしくはこれに付した条件を変更することができる。

ただし、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、変更できない。 〔補助金規則8①〕

7 状況報告

(1)補助事業者は、補助要綱に定めるところにより、補助事業の遂行の状況について、 状況報告書を県に報告する必要がある。〔補助金規則10、補助金通達3②〕

(2) 補助事業の遂行等の命令

補助事業者が提出する状況報告書あるいは県の調査、検討等によってその者の補助事業が補助金等の交付の決定の内容またはこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、県は当該補助事業を遂行すべきことを命ずるものとする。

また、補助事業者が上記の命令に違反したとき、県は、その者に対し当該補助事業の 遂行の一時停止を命ずるものである。〔補助金規則11、補助金通達3④〕

8 実績報告書

(1) 実績報告書の作成について

実績報告書は、整備事業が交付決定内容に適合的に遂行されているか確認するものである。実績報告書の内容を次のポイントでチェックし、作成すること。

ア 申請時の目的・内容と相違がないか。

交付申請書の目的・内容どおりに整備事業が完了していること。

- イ 事業の内容等に変更がある場合、必要な手続きが行われており、変更承認の内容 のとおり事業が完了しているか。
- ウ 請求書(領収書)の内容は適正か。
- エ 添付書類は事実を的確に示しているか。

(2) 実績報告書の構成について

実績報告書は次の順に編さんすること。

- ① 補助金実績報告書(様式第5号)
- ② 実績報告別添様式(別紙2)
- ③ 支出の内容がわかる領収書等
- ④ その他必要に応じて補足する説明資料

(3) 提出時期

実績報告書の提出期限は事業が完了した日から起算して1か月を経過した日または、 交付決定の日が属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までとする

9 額の確定等

(1)額の確定

県は、補助事業に係る実績報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査および必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金等の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、国の確定の通知を受けた後、補助金等の額を確定し、当該補助事業者に指令(補助金通達様式第3号)により通知する。

(2) 是正のための措置

- ① 県は、補助事業の実績報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金等の交付の決定の内容および、これに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを、当該補助事業者に対し命ずるものとする。
- ② 是正措置の命令に従って行う補助事業が遂行されたときは、補助金規則第12条の規定の準用により改めて実績報告が必要である。その結果によって第13条の規定による補助金等の額の確定を行う。〔補助金規則14②、補助金通達3⑦〕

10 検査

県は、補助事業の適正な執行を確保するため、以下の方法による検査を行う。

(1)検査の種類

中間検査、確定検査およびその他の検査があり、その時期等により使い分ける。これらの検査を実施する場合には、県から補助事業者に対して、予め、検査日時、検査場所、 検査職員等を通知する。

検査の種類 ア 確定検査(実績報告書提出後)

イ その他の検査(必要に応じ)

ア 確定検査

補助事業が完了し実績報告書が提出された場合に、県が行う検査である。確定検査は、実績報告書の内容について、検査調書に基づき実施する。

イ その他の検査

交付決定のとき、その他、県が必要と認めた場合に行う検査である。 その他の検査は、検査調書に基づき実施する。

(2) 検査方法

確定検査は、原則として、補助事業者の担当者に予め指定した日時に、県が指定した 検査会場において、「検査時に補助事業者が準備(提出)する書類等」に基づいて確認 を行う。

検査に当たり、検査調書の「確認」欄の「(所見・指導等)」欄の記載については、 検査で確認した内容に合わせ、例えば「該当なし」、「すべての会計書類を確認」、「〇 〇月分の会計書類を確認」、「担当者△△に聞き取り確認」のように、具体的に検査内 容すべてを記録する。

また、「指導改善」または「返還」に該当する場合、「○○規程第◎条の規定により、 2以上から見積書徴取していない」、「○○要領第◎条の規定により、納品書の保管が なされていない」のように、具体的に根拠規定および内容すべてを記録するとともに、 関係書類(写)[同様の指導内容が多い場合1つ]を入手する。

(3) 検査時に補助事業者が準備(提出) する書類等

検査時に必要な、申請書、報告書、契約書などの支払関係書類、通帳、備品台帳、総 勘定元帳などを準備すること。

11 補助金の交付

額の確定通知を受けた補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、交付要綱の定めるところにより、補助金交付請求書に関係書類を添えて県に提出すること。

- ① 補助金の交付は、原則として補助事業者の請求に基づいて、県が支払を行うものであること。
- ② 補助金交付請求書は要綱で定めた様式によること。
- ③ 補助金で特に必要があるときは、概算払の方法によることができるものであること。 [補助金規則15、補助金通達3⑧]

12 その他

変更交付、概算払いの必要がある場合は事前に県担当者に協議、その指示に従うこと。

【問い合わせ先】

福井県健康福祉部障がい福祉課 福井市大手3丁目17番1号

TEL 0776-21-1111(代表)

0776-20-0339(直通)

F A X 0776-20-0639

E-mail syogai@pref.fukui.lg.jp